附　則

この省令は、令和七年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第一項及び第一条の五第二項の改正規定並びに第四十二条の表中第三十一条第一項（各号を除く。）の項の改正規定　公布の日

二　第四十二条前段の改正規定、同条の表中第三十条第一項第三号の項及び第三十条第二項第八号の項の改正規定、第四十三条第一項前段及び第二項の改正規定、第四十四条第一項前段の改正規定、同項の表中第六十条第七項の項の改正規定並びに第四十四条第二項を削る改正規定　令和七年三月一日

○文部科学省令第三号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第八十六条第一項、第百一条、第百二条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第二項並びに第百七条第一項第一号並びに私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）第四条第一項第一号の規定に基づき、放送大学学園に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

放送大学学園に関する省令の一部を改正する省令

放送大学学園に関する省令（平成十五年文部科学省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（会計の原則） **第一条**　放送大学学園（以下「学園」という。）に関する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第百一条の文部科学省令で定める基準は、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 ２　［略］ ３　学園に適用する会計の基準として文部科学大臣が別に定める放送大学学園会計基準（以下「学園会計基準」という。）は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。 （償却資産の指定等） **第二条**　［略］ （会計帳簿の作成） **第四条**　学園に関する私立学校法第百二条第一項の規定による会計帳簿の作成については、学園会計基準の定めるところによる。 （計算関係書類） **第五条**　学園に関する私立学校法第百三条第一項の規定による貸借対照表の作成については、学園会計基準の定めるところによる。 ２　学園に関する私立学校法第百三条第二項の収支計算書は、次に掲げる書類とする。 一　損益計算書 二　キャッシュ・フロー計算書 ３　学園は、私立学校法第百三条第二項の規定により各会計年度に係る計算書類及びその附属明細書を作成するときは、次に掲げる書類を併せて作成するものとする。 一　利益の処分に関する書類又は損失の処理に関する書類 二　業務実施コスト計算書 ４　前二項に定めるもののほか、私立学校法第百三条第二項の規定による各会計年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成並びに前項各号に掲げる書類の作成については、学園会計基準の定めるところによる。 （財産目録） **第六条**　学園に関する私立学校法第百七条第一項第一号に掲げる財産目録の作成については、学園会計基準の定めるところによる。	（会計の原則） **第一条**　放送大学学園（以下「学園」という。）の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 ２　［同上］ ３　放送大学学園法（以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。 （会計処理） **第二条**　［同上］ ［条を加える。］ ［条を加える。］ ［条を加える。］